

資料 2

重要文化的景観に係る公共事業指針(案)について

高知県林業振興・環境部 環境共生課

平成 25 年 3 月 22 日 (金曜日)

【文化的景観保存計画書の整備計画作成について】

県文化財課資料

保存計画書の法的な位置づけ

文化財保護法第 134 条、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則
第 1 条第 1 項一号、第 2 項四号(別紙 1)

文化庁からの指導

整備計画は他県でも、内容を充実させるよう見直してもらっている。

第 2 項四号の整備に関する事項（以下、整備計画という）の中の一要素として、公共事業指針を文化庁から提示される。（別紙 2）

高知県は、四万十川流域環境配慮指針の内容で公共事業には対応できているが、各整備委員会での協議内容を含めて、整備計画を見直すこと。

四万十川流域の 5 市町で同じ（統一された）指針を作成する必要がある。

文化財課：県の各課と調整

県から公共事業指針を流域市町へ提示

流域市町による公共事業指針の作成

【別紙1 関係法規】

文化財保護法 第百三十四条（重要文化的景観の選定）

文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（文部科学省令第10号）

（法第百三十四条第一項の文部科学省令で定める基準）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第百三十四条第一項の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 選定の申出に係る文化的景観（以下「文化的景観」という。）の保存に関する計画（以下「文化的景観保存計画」という。）を定めていること。
 - 二 景観法 その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のため必要な規制を定めていること。
 - 三 文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者（管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を把握していること。
- 2 文化的景観保存計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 文化的景観の位置及び範囲
 - 二 文化的景観の保存に関する基本方針
 - 三 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項
 - 四 文化的景観の整備に関する事項
 - 五 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項
 - 六 文化的景観における重要な構成要素
 - 七 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存に関し特に必要と認められる事項

重要文化的景観に係る整備計画の策定について

A. 重要文化的景観の価値

重要文化的景観の価値についてまとめ、重要な構成要素についてのリスト化、図面化を行う。

- (1) 価値
- (2) 重要な構成要素
- (3) 保存管理の目標（ターゲット）

B. 保存のための計画

重要文化的景観の保護を実現する制度及び諸計画のまとめ。必要に応じて、文化的景観保存計画の改訂、条例の制定等について検討を行う。（たとえば、個別規制法・景観法・文化財保護法による保護内容の確認。）規制内容の図化（文化的景観保護制度が対象とする面的な規制から、重要文化財等を対象とする単体の規制まで）。

- (1) 土地利用規制について
- (2) 景観規制について
- (3) 文化財保護規制について
- (4) 課題の整理と措置
 - ・白地に関する措置
 - ・景観規制の強化
 - ・重要な構成要素

C. 整備のための計画

整備のための計画は、文化的景観保護のために想定される整備の考え方について（原則）

- (1) 公共事業指針
- (2) 緑地整備計画
- (3) 集落整備計画
- (4) 建築整備計画
 - ・歴史的モニュメント → 修理・修景事業計画
 - ・一般家屋等 → 修理・修景事業計画
- (5) 財政的措置と実現性及び長期、中期、短期的スケジュール

D. 活用及びモニタリング計画（モデルケーススタディも可）

- (1) 活用計画
 - ・生業維持
 - ・文化観光
 - ・新規産業 等
- (2) 普及・啓発計画
- (3) モニタリング計画

重要構成要素における公共事業の整備指針選定区域内

県では以前から、四十万川流域における多様な自然景観と、県民・国民の財産であるとの認識のもと、この財産を後世に残していくために様々な取り組みを行ってきています。平成11年には、関係市町村と公共工事に携わる県の機関により四万十川流域土木工事協議会を設立し、四万十川流域で土木工事を行う際の手引書「四十万川流域環境配慮指針」ということを策定しました。豊かな資源を守り、継続的に地域間交流の活性化の視点なども盛り込まれています。

震山村の景観を尊重するに加え、地域間交流の活性化の観点から、地域間連携の構築を図る。また、地域内に現存する歴史的景観を保護するため、整備指針を策定する。この指針は、各市町が実施する整備事業と連携して、地域の持続可能な発展を実現する。
（参考文献）
1. 文化省「文化政策白書」（平成21年）
2. 環境省「環境政策白書」（平成21年）
3. 地域振興庁「地域振興政策白書」（平成21年）

項目	項目	具体的な指針
文化財保護	歴史的な町並みや神社、石垣や石積、棚田などの地域固有の景観を文化財保護の観点から極力保護し、やむをえず原形で保護できない場合は復旧に努めます。	
公共事業計画	事業実施の基本的な考え方には、生態系や景観への「負の影響の軽減によること」とし、また逆に、事業実施の機会を景観や生態系の復元の好機ととらえて、「創出」に向けたプラスの考え方にも配慮します。	
生物・文化的多様性	事前調査を実施することを原則とし、地域の記憶となる様々な場所、生態系保全の指標となる希少動植物の生息・生育場所等を事前に把握し、それらの保全に配慮した工法を選択し、実施します。	
植生・生物の保護	植生や生け垣などにより、建築物周辺でまとまりのある連続した緑地の確保に努め、野鳥や昆虫など身近な野生動植物の生息する空間（ビオトープ）などの創出に努めます。	
景観保護	歴史・文化的資産等と事業計画地が隣接する場合は、構造物・建築物等の配置、構造、デザイン等を工夫し、構造物・建築物等による景観阻害を防止して、周辺地からの眺望を確保します。	
水深の確保	生物とその生育場所の保全のため、魚類の採餌・休息・繁殖・越冬場所として重要な瀬や淵の確保や自然石などを利用したみお筋（低水路）の形成による適切な水深の確保に努めます。	
歴史的施設	河川に関する公共事業を行う際、水利施設などの歴史的施設については、原形の保全・修景に努めます。	
川岸・河床の掘削	河岸・河床の掘削についてはその必要性を慎重十分に検討し、河川景観及び生態系の保全を尊重します。また、砂利採取等による負の影響がないことを確認したうえで実施します。	
親水施設整備	道路から釣り場や遊泳場等への通路を整備する際には、周囲の景観に配慮し、安全に通行ができるような整備とします。	
案内板の設置	各市町が行う看板などの設置については、周囲の景観に配慮し、集約できるものについてはひとつにまとめなど、多種多様な看板が乱立しないように調整のうえ設置します。	
説明板の設置	各市町が行う説明板の設置については、四万十川流域の5市町で検討したデザインで作成し、重要構成要素を中心	
その他	に、設置場所や景観に配慮して整備を行っていきます。	
作物 (市町対応)	石垣や神社の玉垣などの修理を公共事業で行う場合は、安全面から緊急を要するものから順にやコスト面、技術面を考慮します。	

	項目	具体的な指針
道路改良	道路の計画に当たっては、環境調査の結果をもとに、景観や生態系への影響の少ないルートを選定します。	道路の改良工事に当たっては、環境配慮指針に基づいて整備します。その際、それぞれの種別の道路が担うべき役割を考慮しながら、特に市町道の拡幅については、危険な箇所を部分的に拡幅する局所改良や、必要最小限の1.5車線的道路等の多様な整備手法の採用可能性を検討します。
道路構造物等	沢部などは可能な限り橋梁などで通過させるとともに、カルバート（埋設された水路）や水路などにおいても、動物の移動などに配慮した構造の採用に努めます。	植生の回復、また植生地の範囲拡大のために植栽を行います。その際、地元の自生種を主とし、在来種の植栽を行う法面の整備には地域の間伐材を土留めとして活用し、そこへ在来自然植生の苗木から栽培したポット苗を植樹する法面保護工法（ポット苗工法）等を推進し、自然林に戻すことに努めます。
農業	道路に付随して設置する構造物等については、四十万十川流域の全体の環境の中で眺められ、使われるため、その地域固有の景観から逸脱したものとならないよう検討します。	ガードレールは自然景観と調和しないことがあるため、機能を損なわない範囲でガードケーブルなどへの転換を推進します。
	橋梁については、全体が周囲の景観に溶け込むような形状や彩色等を検討し、付属施設についても周囲の景観に配慮するように検討します。	構梁には、構造物を設置する場合には、従来見られたような生物等が引き続き生息・生育可能な構造を採用し、自浄作用や水の農業水路や耕地における法面の緑化には、外来種の侵入により生態系が崩さないようにするため、在来種の植物を使います。
農業用水路	生物多様性の維持	水路の石積みについては歴史的構造物として扱い、流量や流速を判断した上で可能な範囲で空石積による工法等を検討し、地域の歴史や生物の多様性に配慮した整備に努めます。
	法面の緑化	農業用水路をやむをえずコンクリート三面張りとする場合は、一定の間隔で自然石を置くなどして崖地を設け、水生生物の生育環境を保護するよう努めます。
	圃場景観	豊山村の中の圃場は景観の骨格であるため、圃場整備を行う場合は可能な限り既存の地形、樹木、水系を踏襲した整備に努めます。
	川への流入低減	営農活動等による濁質・肥料物質等の河川への流入を低減するため、地域住民の協力のもと、バッファゾーン（緩衝帯）や沈殿池・浸透池などの浄化対策の整備に努めます。

項目		具体的な指針
林業	樹林の保護	樹林地帯は豊かな自然環境や多様な生態系が残つている地域であるため、生物の生息・生育状況に配慮した事業計画とし、林道工事などは景観や生態系に負荷の少ない工法で行います。また、既存の樹木などの保全にも努めます。
	植生の維持	蛇紋岩、石灰岩地帯、湿地などの希少な個所や面積の構成比が小さい生育環境は、保全するよう努め、本来の植生を維持します。
	セラピードの活用	四国カルスト県立自然公園や天狗高原などの一部では、重要文化的景観の選定範囲内にも位置していることから、現在ある施設をさらに充実させることにより、森林浴等、癒しの場となる空間を創造するよう努めます。
	環境学習	危険箇所や保全すべき重要な動植物の有無を把握し、できるだけ環境学習などに活用できます。
	沈下橋の修理	重要な構成要素として歴史的構造物として扱い、修理を行う段階で最適な安全面、工期面、コスト面を配慮した工法を検討します。
	沈下橋の活用	沈下橋につながる道路や、駐車場等の整備、眺望景観の保全などをを行い、地域資源としての沈下橋の効果的な活用に努めます。
建築等	古民家などの活用	古民家や倉庫、集会所などで使われなくなつた建物は安全性を確認の上、保存することに努めます。またそれらの場を情報発信する場としたり、民俗資料館や自然体験および農業体験ができる場とするなど、活用に努めます。
	地域素材の活用	公共施設を建設したり、修復したりする場合には伝統的な地域デザインを尊重し、周辺の自然環境や集落環境との調和を図ります。また、地域で生産される木材、瓦などの地域素材（地場商品）の活用にも努めます。
	遊歩道等	遊歩道（散策道・ウォーキングトレイル）、サイクリングロードなどについても、訪れた人々が楽しく歩いて整備していきます。またウォーキングトレイルなどに活用できるトンネルについては通行の安全性を最優先するため、必要な設備の設置を検討します。
	修理・修景	重要な構成要素である神社・寺院・古民家などの修理を公共事業で行う場合は、緊急を要するものから計画的に、全面やコスト面、技術面を十分に考慮し、復旧、修理を行います。
	オープンスペース	公共の施設を設置する場合は、通風、採光、景観、くつろぎ、コミュニケーションの場、災害時の避難場所・保管場所などの理由から、適宜オープンスペースを設けることを検討します。
	調和したデザイン	公共の建築物はその地域の核となる場合が多く、景観にも大きな影響を与えるため、彩色などのデザインを周辺環境と調和したものとし、歴史性・地域性にも配慮します。
避難タワーの建設	津波の避難タワーは規模が大きいため景観に与える影響が大きくなるが、人命がかかっています。また配慮	
	避難タワーの活用	観光シーズンに展望台として活用するなど、避難タワーを住民や観光客に周知でき、楽しむための施設として活用できるよう努めます。